

宿毛市通学路交通安全及び防犯プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成30年10月

宿毛市通学路安全対策連絡協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したこと、また平成30年5月に下校中の児童が殺害されるという事件が発生したことを受け、関係機関と連携して通学路の合同点検を実施し、登下校時の子どもの安全を確保するために必要な対策について協議していくことを目的とします。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全対策連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策連絡協議会」を設置します。

- ・宿毛市教育委員会
- ・国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所
- ・高知県幡多土木事務所宿毛事務所
- ・宿毛警察署
- ・青少年育成センター
- ・宿毛市PTA連合会
- ・宿毛市民生児童委員協議会
- ・宿毛市土木課
- ・宿毛市校長会

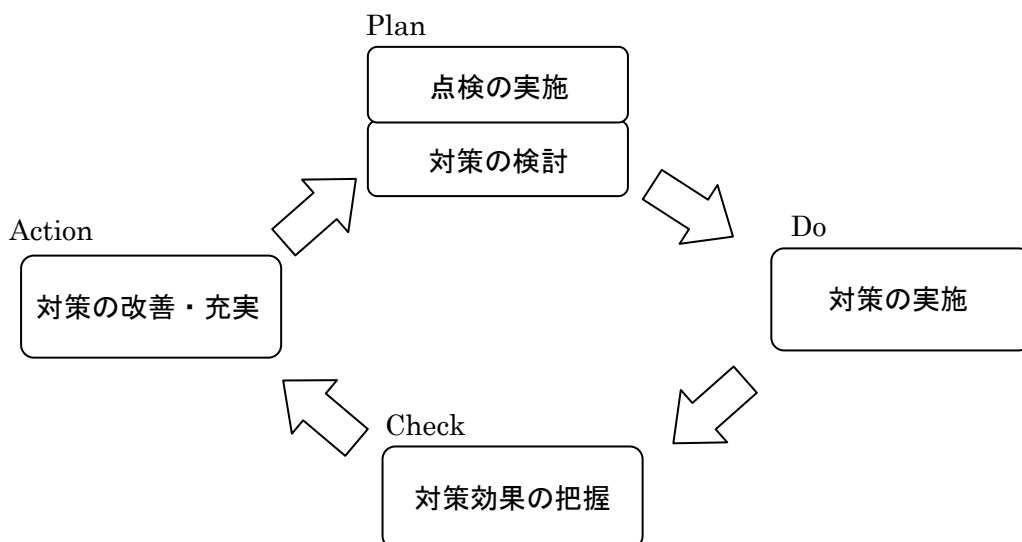
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小学校を5つのグループに分け、それぞれ1年に1回、合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全対策連絡協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ・上記以外においても必要が生じた場合は合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、HP等で公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図

宿毛市内通学路の対策箇所一覧表

【宿毛市立〇〇小学校】

番号	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容（路線名）		事業主体

【宿毛市立△△小学校】

番号	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容（路線名）		事業主体

対策希望箇所

No.

学校名	宿毛市立 学校	担当者 職名		氏名	
路線名	国道 ・ 県道 ・ 市町村道 (号線)				
場所 (番地・目標物等)					
危険な状況					
その他参考 となる事項					
<p>【地図貼付】※可能な限り写真を貼付（データのプリントアウト等）</p>					

対策実施箇所

対策団体		担当者 職名		氏名	
<p>【対策方法】</p>					